

議案第46号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の改正概要

1 改正理由

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入、西脇多可行政事務組合との事務統合による北播磨清掃事務組合の解散に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する。

2 改正内容

退職手当組合の構成団体等が規定されている規約別表第1号表中の北播磨清掃事務組合を市川町外三ヶ市町共有財産事務組合に改める。

3 附則事項

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 （略）

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。